

荒川上流部連絡調整会議 規約（案）

（名称）

第1条 この会は、荒川上流部連絡調整会議（以下「会議」と称する。）という。

（目的）

第2条 会議は、荒川上流域に関する治水、利水、環境、利用などに関する今後のあり方や取り組みなどについて、関係機関が意見交換、調整、情報共有及び連携・協力を行うことを目的として設置する。

（構成）

第3条 会議は、別紙に掲げる関係機関の職にある者をもって構成する。

（運営）

第4条 会議の運営は次のとおりとする。

- 1 会議の円滑な運営を図るため、会議に事務局を置く。
- 2 会議は、適宜事務局より招集し開催する。なお、事務局以外の構成員が本会議を開催したい場合は、事務局に開催要請を行うことができる。
- 3 会議の進行は、事務局が行う。
- 4 事務局は、第3条によるもののほか、構成員の同意の下、必要に応じて構成員以外の者（学識経験者など）の参加を求めることができる。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所に置く。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、その他運営に関し必要な事項については、会議で定めるものとする。

附則 この規約は、平成31年 月 日から施行する。

荒川上流部連絡調整会議 構成員名簿

構成員一覧	
さいたま市建設局土木部長	独立行政法人水資源機構利根導
川越市建設部長	水総合事業所長
熊谷市建設部長	独立行政法人水資源機構荒川ダム
川口市建設部長	総合管理所長
行田市建設部長	国土交通省荒川上流河川事務所長
東松山市建設部長	国土交通省荒川下流河川事務所長
鴻巣市建設部長	国土交通省二瀬ダム管理所長
深谷市都市整備部長	
上尾市都市整備部長	
戸田市都市整備部長	
朝霞市都市建設部長	
志木市都市整備部長	
和光市建設部長	
桶川市都市整備部長	
北本市都市整備部長	
富士見市建設部長	
坂戸市都市整備部長	
川島町まち整備課長	
吉見町まち整備課長	
鳩山町まちづくり推進課長	
寄居町建設課長	
北区土木部長	
板橋区土木部長	
埼玉県 県土整備部河川砂防課長	
東京都 建設局河川部計画課長	